

森林整備のための下刈りに対する補助申請について

東国東郡森林組合では、森林整備のために下刈りに対する補助申請を受け付けています。申請される方は、下刈り完了後に速やかに森林組合に申し込みをしてください。なお、条件については、以下のとおりです。

補助対象地 森林経営計画等に位置付けられた山林に限ります。

- ①スギ、ヒノキ、クヌギ、ケヤキ等の植林地 ※5年生まで 一回刈りのみ対象
- ②クヌギ天然更新の山林 ※3年生まで 一回刈りのみ対象

申請期限 9月20日(金)

注意事項

- 補助申請時に提出する写真は、森林組合が撮影した写真に限るため、下刈り完了後に速やかに連絡をお願いします。
- 補助申請には森林経営計画等に基づいた手続きが必要です。
- これまでに補助申請をしたことのない箇所の場合は、施業前に箇所の特定ができる図面を提出してください。

【申込・問合せ先】 東国東郡森林組合 ☎0978-72-3755

下水道排水設備工事責任技術者共通試験・更新講習のお知らせ

下水道排水設備の工事は、責任技術者が専属する指定工事店が行うことになっています。本年度の責任技術者に関する共通試験と更新講習について、次のとおりお知らせします。

令和元年度 下水道排水設備工事責任技術者共通試験

- ・日 時 10月20日(日)午前9時45分～12時
- ・会 場 J:COM ホルトホール大分3階 大会議室(大分市金池南一丁目5番1号)
- ・受験資格 試験実施日において年齢が満20歳以上で、次のいずれかに該当する者。
 - ①高等学校等を卒業し、排水設備工事等の設計または施工に関し、実務経験(土木、建築、設備、衛生工学科等を卒業した者は不要、その他の者は1年以上)を有する者。
 - ②排水設備工事等の設計または施工に関し、2年以上の実務経験を有する者。
 - ③専修学校等において、土木課程等を修了した者、および公共職業能力開発施設において配管科を修了した者。
 - ④農業集落排水施設等の工事の設計または施工に関し、実務経験(高等学校等を卒業した者は1年以上、その他の者は2年以上)を有する者。
- ・受付期間 8月26日(月)～9月6日(金) ・受験手数料 5,000円
- ・その他 受験申込書は7月12日(金)から国東市役所上下水道課にて配布

令和元年度 下水道排水設備工事責任技術者更新講習

- ・日 時 11月19日(火)午前10時～12時/午後2時～午後4時
- ・場 所 豊後高田市役所高田庁舎本館2階 コスモスホール(豊後高田市是永町39番地3)
- ・受講対象者 現在排水設備工事責任技術者として登録されており、登録有効期間が令和2年3月31日までの者
- ・受付期間 7月17日(水)～8月9日(金) ・受験手数料 5,000円
- ・その他 受講申込書は7月5日(金)より簡易書留にて対象者へ送付予定

【申込・問合せ先】上下水道課 ☎0978-72-5197

国東市×商工会×双国校 地域ソーセイプロジェクト

「官・商・学」連携 地域ソーセイプロジェクト 再始動!

国東市、商工会、双国校が地域活性化を目指して連携。ソーセイ(そうしなさい)、蘇生、創生の3つの意味が込められた地域ソーセイプロジェクトが再始動しました。今年プロジェクトは、①カー用品の開発、②七島産商品の開発、の2分野で新商品開発を進めることになりました。

校内プレゼン

5/24 カー用品の開発を選択した2年生と3年生の6グループで、商品企画が固まりました。この日は校内プレゼンを行い、未来企業カレッジの南さんと、オートバックスセブンの柳川さんより感想と助言をいただきました。生徒同士でも改善点を話し合い、企画力とプレゼン力を磨いて、次回の中間プレゼンに臨みます。



中間プレゼン

6/12 オートバックスセブンの商品部の方を双国校にお招きし、カー用品開発の6グループが中間プレゼンを行いました。企業の商品開発担当者から、鋭い質問が次々と投げかけられましたが、生徒たちはしっかりと受け答えしていました。プレゼンの結果、商品アイデアが特に優れている2グループが発表されました。後日の最終プレゼンで、いよいよ最優秀の1グループが決定。商品化への道が開かれます。



七島産の商品開発も同時進行中。
今後の地域ソーセイプロジェクトにご期待!

【問合先】 国東高校双国校 ☎0978-82-1131

農地パトロール(利用状況調査)を行います

農業委員会では年に1度、農地法第30条の規定により市内全農地を対象に「遊休農地」や「遊休農地のおそれのある農地」、「違反転用」等、実態把握と解消に向けて調査を実施しています。本年度も農地の状態を確認するため、7月から9月にかけて現地調査を行います。調査員が農地に立ち入る場合もございますが、ご理解とご協力をお願いします。



農地法第30条

農業委員会は、農林水産省令で定めるところにより、毎年一回、その区域内にある農地の利用の状況についての調査を行わなければならない。

【問合先】 国東市農業委員会事務局 ☎0978-72-5176

新しくお墓を建てられる方へ

お墓は市営墓地、寺院墓地、地区の共同墓地など、「墓地」として許可されている場所でなければ、建てることはできません。

お墓を建てる際は、許可されている墓地かどうか、十分確認してください。墓地でない所に納骨をすることは法律で禁止されています。詳しくはお問い合わせください。



【問合先】 環境衛生課 ☎0978-72-9001